

<タイトル> 行政代執行により危険空き家(特定空家等)の解体工事を実施します

<本 文>

佐渡市は、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、市内河原田本町地内の危険空き家(特定空家等)を行政代執行により解体します。

1 行政代執行の概要

(1) 特定空家等の概要

所在地	: 佐渡市河原田本町183
用途	: 店舗
構造	: 鉄骨造3階建
規模(登記面積)	: 486.55㎡
(実測値)	: 532.40㎡

(2) 代執行開始日

令和2年10月22日(木)午後1時30分代執行宣言(天候等により変更する場合があります。)

(3) 作業期間

令和2年10月22日(木)～令和3年2月27日(土)までを予定

(4) 内容

特定空家等の全部解体(ただし、基礎は残置)

2 取材案内

- (1) 令和2年10月22日(木)の現地取材を希望される報道機関は、10月21日(水)正午までに環境対策課までご連絡ください。中止もしくは延期となった場合に、各報道機関へ情報提供いたします。
- (2) 安全上、また、近隣の方々並びに通行される方々の迷惑にならないよう、職員・保安要員の誘導に従っていただくとともに、所属報道機関名が判る腕章等の着用をお願いいたします。
- (3) 代執行宣言は、当該特定空家等の裏側駐車場で行います。よって、取材を希望される報道機関は、当該駐車場にお集まりください。
- (4) 車輛については、佐渡中央会館奥(旧佐和田体育館前)の駐車場をご利用ください。
- (5) 当該代執行に係るご質問に対しては、当日、執行宣言終了後、取材対応いたします。



本件についての問合せ先
佐渡市役所 環境対策課
谷川、佐々木
電話(直通)0259-63-3113